長万部町子どもの読書活動推進計画
（第２期）

令和2年度～令和6年度

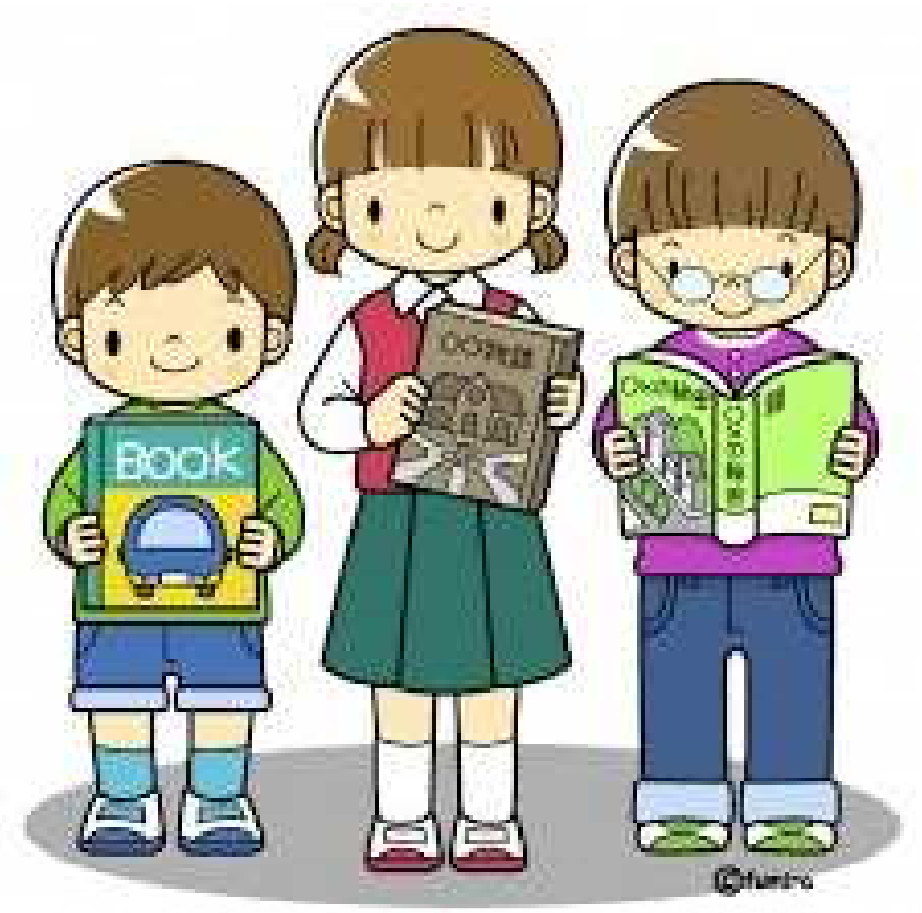

長万部町教育委員会

目　　次

第1章 基本的な考え方 ---------- 1

１　子どもの読書活動の意義 ---------- 1

２　計画策定の趣旨 ---------- 1

３　基本理念 ---------- 1

４　計画の目標 ---------- 1

５　計画の期間 ---------- 2

６　計画の対象 ---------- 2

第2章　子どもの読書活動の推進につい ---------- 3

１　家庭・地域・学校等を通じた子どもの読書活動の推進 ---------- 3

２　子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備 ---------- 5

３　子どもの読書活動の普及・啓発 ---------- 6

４　計画の推進に向けて ---------- 6

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律
（平成１３年１２月１２日法律第１５４号） ---------- 7

①統計/平成３０年度 ---------- 9

②図書貸出し状況/年代別 ---------- 9

③蔵書冊数/令和元年度 ---------- 10

④ＡＶ資料数/令和元年度 ---------- 10

⑤グラフ資料 ---------- 11

第１章　基本的な考え方

１　子ども読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

したがって 、子どもの読書活動を身近なものにするためには、家庭、地域、学校がそれぞれ活動を展開し、読書環境の整備に努めなければなりません。

２　計画策定の趣旨

平成１３年１２月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項に基づき、長万部町教育委員会では平成２２年３月に「長万部町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境整備に取り組んできました。

本計画は、前計画における取り組みの成果と課題、また、平成３０年度に策定された「北海道子ども読書活動推進計画（第四次計画）」を踏まえ、子どもの読書活動推進に向けた方向性を示すため、新たに計画を策定するものです。

３　基本理念

長万部町のすべての子どもが、あらゆる機会で自らすすんで読書活動を行えるよう、積極的に環境整備を図ります。

４　計画の目標

子どもの読書活動の推進に関して、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本的方針、また、「北海道子ども読書活動推進計画」の基本目標を基に、本町では「子どもが自らすすんで読書活動を行うことができる環境づくり」のために、次のように目標を設定します。

〇子どもの読書活動の環境整備
〇子どもの読書に親しむ機会提供
〇子どもの読書活動の啓発活動

５　計画の期間

この計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

６　計画の対象

この計画の対象は、０歳から、おおむね１８歳としまする。なお、１８歳までを大きく４つの期間に分けて、各期における特徴に応じて、読書活動を推進します。

（１）乳幼児期（０歳～６歳）
（２）小学生期（６歳～１２歳）
（３）中学生期（１２歳～１５歳）
（４）高校生期（１５歳～１８歳）

第２章　子どもの読書活動の推進について

１　家庭・地域・学校等を通じた読書活動の推進

１　家庭・地域における子ども読書活動の推進

【推進の方向性】

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場だけではなく、読書に対する興味や関心を培う上で重要な役割を担っております。

読書習慣は、乳幼児期から日常の生活を通して形成されるもので、家庭や地域で読書に親しむ習慣をつけるよう、保護者が積極的に取り組むことや地域の効果的な事業が重要となります。

このため、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、地域においては図書館が中心となり民間団体等と連携し、読書の楽しさを知ることができるよう取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

①ブックスタート事業時に図書館利用案内、事業案内、乳幼児絵本リストの配布
②幼稚園、保育所への貸し出しや、図書館利用促進のための図書館見学など実施
③乳幼児期からの読み聞かせなど、読書活動の推進
④「読み聞かせ会」などボランティアサークルの育成と読書活動の奨励
⑤乳幼児や保護者を対象とした絵本や資料の充実
⑥家庭での家族読書の啓発

２　学校等における子どもの読書活動の推進

【推進の方向性】

乳幼児期や小学生期における様々なジャンルの本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げ、中学生期、高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものと考えられます。

また、学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

このため、学校等においては、子どもの発達の段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的な読書活動を推進します。

【具体的な取り組み】

①読み聞かせなどの読書意欲を促進する取り組み
②学校図書室等を活用した学習・読書指導の充実
③児童生徒による図書委員会等の自主的な活動の推進
④保護者やボランティアサークルとの連携による読書活動の推進
⑤「朝の読書」などの一斉読書の推進

２　子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

１　図書館の整備・充実

【推進の方向性】

図書館は、子どもが学校以外で本と出会い、読書を楽しむことができる場所であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を担っています。

また、図書館は、地域における子ども読書活動の中心的な役割を果たすとともに、誰もが利用しやすい施設としての機能を果たすことが期待されており、学校等と連携し図書資料や設備の整備及び充実させ望ましい読書環境づくりを推進します。

【具体的な取り組み】

①乳幼児用絵本の拡充
②児童用図書の充実
③幼稚園・保育所などへの絵本や児童書の貸し出し実施
④調べ学習等に対応できる図書資料や郷土資料の充実
⑤中学生・高校生向けの図書の充実
⑥計画的な図書購入による蔵書の充実

２　学校図書室の整備・充実

【推進の方向性】

学校図書室は、子どもたちが自ら進んで学習活動を行う場であるとともに、日常的な読書活動を通して豊かな心を育む場として、重要な役割を果たしています。

このため、学校図書館においては、児童生徒の読書活動や、児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習を支援したり、授業内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を発揮できるよう、図書資料の整備・充実に努めます。

【具体的な取り組み】

①図書資料の計画的な整備及び充実
②図書館との連携した活動
③学校図書室担当教諭などによる指導
④保護者等との連携による図書環境の整備

３　子ども読書活動の普及・啓発

１　図書館、学校等における普及、啓発

【推進の方向性】

子どもの読書習慣を地域全体で推進するためには、その意義や重要性について、住民の理解や関心を高める必要があります。

そのためには、大人を含めて読書活動に対する理解や関心を高められるよう図書館、学校等、関係機関及び団体等との連携協力により、普及・啓発活動を推進します。

【具体的な取り組み】

①「子ども読書の日（４月２３日)」や「子どもの読書週間（４月２３日～５月１２日」について、住民への周知の促進と事業の実施

②町広報誌による新刊図書や事業案内などの情報提供と意識啓発

③図書、雑誌、視聴覚資料等の収集や保管、情報の発信

④子どもの発達段階に応じた、優良な図書の普及

⑤「読書週間」にあわせた「図書館まつり」での、読み聞かせ等の実施による普及・啓発

４　計画の推進に向けて

１　関係機関等の連携について

【推進の方向性】

地域全体で子どもの読書活動を活発に働きかけるためには、周囲の積極的な取り組みが必要です。

そのためには、学校間、または他町図書館との連携だけではなく、地域の読書ボランティアサークルなど、地域住民の主体的な読書推進活動を支援するなど、関係機関、団体等との連携、協力関係を強化し、家庭、地域、社会が一体となった取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

①関係機関相互の情報発信

②行政内部の推進体制の調整

③図書館組織の充実

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年１２月１２日法律第１５４号）

（目的）

第一条　この法律は、子ども読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子ども読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書の活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施に関する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子どもの読書活動推進基本計画）
第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
３　前項の規定は子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進基本計画等）
第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）
第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。
３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）
第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則
この法律は、公布の日から施行する。

8